

インボイス制度が施行されました。(令和5年10月より)

この制度の対象会員は・・・？

- ◎請負・委任で就業の会員 ⇒ 対象です。(配分金として25日支払い 雑所得で個人事業主扱い)
- ◎派遣で就業の会員 ⇒ 対象外です。(賃金として25日支払い 給与所得で大シ協の登録型派遣社員)

令和5年10月から

どんな制度？現状は・・・？

- ◎配分金に対する消費税は内税方式
- ◎いままでは配分金の単価は税込みで最低賃金を遵守していた。
- ◎会員は1000万円未満の免税事業者になる。
- ⇒ いままでは免税事業者に当たる会員の配分金に含まれている消費税は会員本人の収入となっていた。(益税)
- ◎いままではシルバーは会員に支払った配分金に対する消費税相当分は仕入控除が認められていた。
- ◎今後、消費税の透明化、適格事業者番号制度の導入
- ◎今後、国に番号を申請登録した人でないと消費税を扱うことが出来なくなる。
- ◎今後、シルバーは会員に支払った配分金に対する消費税相当分は仕入控除が認められなくなった。
- ◎今後、お客様から預かった配分金に対する消費税相当分を渡すことが出来なくなる。
- ◎今後、配分金より消費税相当分を控除した金額のみの支払いとなる。
- ◎インボイス対応のため配分金の単価は税抜きで最低賃金を遵守するようにした。
- ◎今後、お客様から預かった配分金に対する消費税相当分はシルバー人材センターで控除し納付
- ⇒ 会員の手取り金額が実質下がる。(経過処置期間有)
- ◎経過措置期間は消費税10%のうち2割程度シルバーで控除※民間に就業の方
- ◎経過措置期間は令和5年10月から令和8年9月まで8割減免のため2割控除※民間に就業の方
- ◎経過措置期間は令和8年10月から令和11年9月まで5割減免のため5割控除※民間に就業の方
- ◎経過措置が終了しても税抜きで最低賃金は遵守する。(企業にお願いする。)

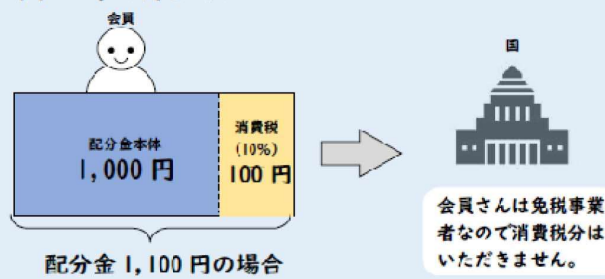
すべての請負・委任の配分金は同一単価ではありません。仕事によって単価はバラバラです。公共等一部の就業に対しての配分金の消費税部分は発注者に負担していただいている場合もあります。

会員用

☆重要☆ 消費税の制度改正が行われ配分金が変わります！

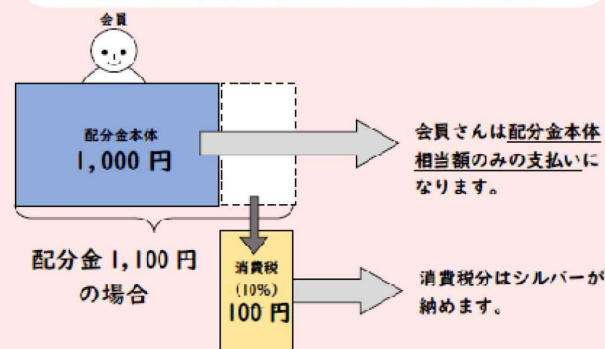
もともと配分金には消費税が含まれています

令和5年9月までは



令和5年10月から制度改正

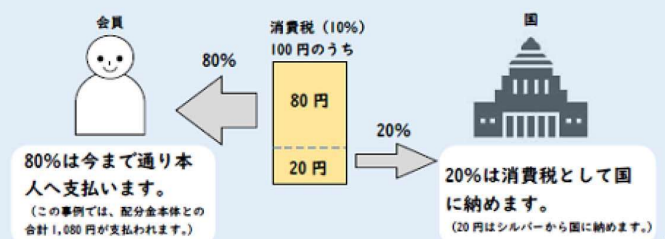
発注者様からお預かりした消費税は会員さんに渡すことができなくなり、消費税相当額はシルバーでお預かりし、国に納めることになります。



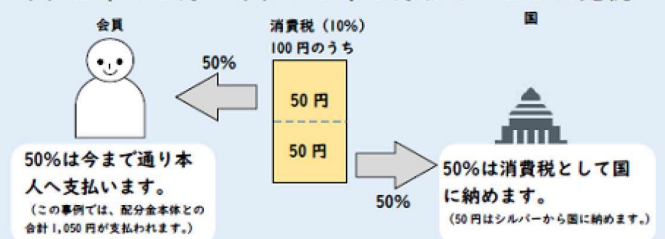
ただし!

制度開始後6年間は軽減措置が受けられます

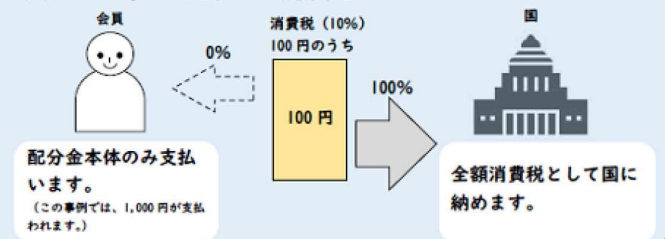
令和5年10月～令和8年9月まで…80%免税



令和8年10月～令和11年9月まで…50%免税



令和11年10月～…免税なし



3月の配分金支払日 3月25日(月)午後から引き出せます。